

一般社団法人日本オフィス学会会費規程

第1条（目的）

本規定は定款第8条により、本学会の会費について必要な事項を規定する。

第2条（種類）

当法人に次の会員を置く。

- (1) 個人正会員 オフィスについて関心を持ち、当法人の活動趣旨に賛同する者
- (2) 法人正会員 当法人の活動趣旨に賛同する法人及びこれらを構成員とする団体。
- (3) 準会員 オフィスに関連した学問をする学生
- (4) 名誉会員(フェロー) 当法人会員で本会の目的達成に多大の貢献をした者、又はオフィスに関する学術・技術・デザイン等の進歩発達に功績顕著な者には、総会の議決を経て名誉会員の称号を贈ることができる。名誉会員にたいしては年会費及び大会費を徴収しない。

第3条（入会）

会員になろうとする者は所定の申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第4条（入会金及び会費）

入会金は、次の通りとする。

- (1) 会員 6,000 円
 - (2) 準会員 なし
2. 年会費は次の通りとする。
- (1) 個人正会員 年額 12,000 円
 - (2) 法人正会員 年額 12,000 円(1口) (種類: 5口、10口、20口以上)
 - (3) 準会員 年額 6,000 円
3. 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第5条（会計年度）

会計年度は毎年1月1日から翌年12月31日までとする。会計年度の途中で入会した場合、当該年度の年会費は月割りした額とする。

第6条 会員は原則として毎年12月末までに次年度の年会費を前納するものとする。ただし、事情により納入時期の遅延を認めることがある。

2 前項にかかわらず、入会時の入会金および年会費は、請求通知を受けた後、3ヶ月以内に納入しなければならない。3ヶ月以内に納入のない場合は、入会は取り消される。

3 会員種別が変わったときは、種別変更の翌年度から新種別に相当する年会費を納めるものとする。

第7条（年会費滞納時の会員の権利の停止）

年会費を6ヶ月以上滞納した場合は会誌の発送等の会員の権利が停止されることがある。発送が停止された会誌は後日年会費を完納した場合であっても、配布を受けられないことがある。

2 年会費を1年以上滞納した場合は、会員資格を喪失する。

第 8 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の議を経て総会にて議決し、会員に報告する。

附則 本規程は、2026年1月5日から施行する。